

## 翻訳

フィリップ・サニヤック著

### 「フランス革命における民事立法」(40)

#### フランス近代法研究会

#### 四

もし、国有財産に関する立法が、いくつかの要因によって妨げられず、またその当然の成果も波乱なく生じたならば、農民階層は、一七九〇年から一七九一年初頭においてしか、容易に土地を手に入れることができなかつたであろう。その後、農民は、亡命貴族の土地を除けば、すべての国有財産を取得する機会から不当に排除されることになったであろう。一七九一年から一七九三年末ま

「フランス革命における民事立法」(40)

では、土地を得る機会は、ほとんどなくなってしまうからである。しかし、農民は、立法が特に、明らかに自分たちにとって不利であるときには、その障害に対して闘った。

富裕者にとつて有利な一七九〇年十一月三日のデクレのあと、一七九〇年末または一七九一年一月に国有財産の売却が始まるやいなや、領主の圧政に打ち勝つべく一七八九年に理解しあつていた農民は、彼らが渴望していた国有財産のうちの相当部分を奪われないようにするために同盟関係を結んだ。都市住民および農村の少数の

資産家は、動産的財産（貨幣）を有していたから、農民より有利であった。大商人、工場主、官吏などこれらすべては資本を持っていた。それは、一番良い土地、大農場、由緒ある修道院を個人的に取得することを可能にした。農民は、一七九一年には資金を持っていないわけではなかった。すなわち、一七八九年の悲惨な状態のあとでは、全員ではないにせよ、多くの農民には一定のゆとりが生まれていたからである。

彼らは、一群の非常に重い諸負担、すなわち、領主の諸税、十分の一税、土地課税からも突如として解放されたのである。そして、食料品の高騰する価格により、農民たちは、すっかりそれ以前の窮状を脱していた。小作人、耕作農民、村の職人らは、節約して得たお金を利用して、数アルパンの土地を取得したいと考えていた。最終的には、土地の所有者になり、あるいは彼らがすでに占有利用している小さな畑を拡張するためである。彼らは、その各々が、一人きりでは都会の投資家に対して何もできないだろうと感じていた。彼らは、互いに団結し、五、

六人、時には十人単位の小グループを作り、自分たちの村域内で土地を買い取るようになった。<sup>①</sup>村の土地は村人に、というのが彼らを行動に駆り立てた考えであった。これは、各個人の利益であると同時に共同体の利益でもあった。その場合、村は、あらゆる上位権力の影響から自由で小さなデモクラシーを形成することになる。これらの耕作農民、日雇農民、職人らの団体は、自発的に結成され、特に大都会の周辺地域において発展した。そこでは、ブルジョワジーと農民層の間の闘争は、他の至るところよりも激しかった。それら諸団体は、フランス北部に数多く存在した。パド・カレ県、ソナム県、殊にエーヌ県がそうである。<sup>②</sup>

農民にとつては、それは、分割が望ましくない一塊の農地を取得するひとつの方法であった。すなわち、団体が競落人となり、ついで団体の構成員がこのようにして取得した財産を分配するのである。これは、広大な土地を独り占めするためではない。ほんの少し楽になったとはいえ、いまだに困窮とほとんど悲惨な状態に追い込ま

れている耕作農民、村の職人、小作人らが、どうしてこのように大きな土地の区画の取得を意図することができたであろうか。これは、村に住んでいる旅商人、都市からの流民、よそ者に、農民の自宅近くにあり、自分たちのものに違いないと思っている土地または小牧草地を購入させないためである。

これらの談合のおかげで、農民は、一七九二年および一七九三年に国有財産を取得することができた。しかし、国民公会は、一七九三年四月四日にこのような団体を禁止した。<sup>③</sup>十一月二二日のデクレにより、譲渡に関する指導原則が著しく変更され、また小区画地への分割が再び命ぜられるであろう時期には、新法は、ほとんど団体の活動を停止させていた。

亡命貴族の財産については、農民は、コート・ドールなどの特定の地域の財産に目を向けた。<sup>④</sup>そこは、農民が教会財産について多くを手に入れることができなかつた地域である。そして土地が小区画に分割されていること一五年間という支払条件が、彼らにとって当然のことな

から魅力的であった。

こうした農民のかたわらで、投資家や相場師は最大級の活動を展開した。投機売買が生じ、日々増加していった。土地の売却を担当する行政機関では、しばしば紛争が生じた。金持ちは、より安く土地を手に入れるために、他の市民を排除し、競売を妨害しようと努めた。ペリゴアの相場師は、千二百万フランの希望価格が設定されていた素晴らしいヴォークレール修道院を、五六万フランで手に入れた。<sup>⑤</sup>

そして、この例は、一つではなかつた。国民公会、特に新政府の下では、国有財産の価格はますます下落した。投機師は、国内の通過の信用を失墜させ、国有財産をただ同然で買い占めた。共和暦四年風月二六日の法律が成立して以後、特にこの行為が多発した。というのも、この法律は、土地手形 (mandats territoriaux) が五ないし六%の値打ちしかない時に、土地の購入代金を迅速に支払うことを強いるものだったからである。<sup>⑥</sup>時には、投機を摘発し、抑止する任にあつたいくつかの行政機関に

よつて、投機が奨励されることさえあつた。(県・ディストリクトの) 執行部の中には、土地の分割には好意的でないものもあつた。たとえ分割がまったく任意になされたものであつても同様であつた。法律によつて分割が強制された際にも、彼らは分割を實行しようとはしなかつた。

すなわち、自然の形状によつて区分された土地は、一つの区画だとし、公告に必要な事項を故意に記載せず、土地の面積を實際より小さく表示した。彼らは、法律を無視し、莫大な教会財産を売却しようとはしなかつた。最後に、これらの執行部は、名義貸しを利用して、国有地を安値で買い取り、投機師と手を結んでいた。<sup>7)</sup>

しかしながら、投機は、政府に対して告発された。任務に忠実な行政機関、すなわち行政権は、全体として投機売買に対して戦つた。行政機関は、国家に巨額な損失をもたらしている犯罪組織を捕らえようとした。彼らは、投機売買を無効にした。<sup>8)</sup>

行政機関は、一定範囲の土地の譲渡を中止し、今にも

独り占めしようとする投機師の一団からその土地を取り上げることで意見が一致していた。(投機師による買占めを許すくらいならば) それらの土地を公の施設かあるいは(国営)工場に変える方が良いのではないだろうか。これは、臨時特別金庫 (caisse de l'extraordinaire) の管理者アムロの考えたことであつた。<sup>9)</sup> 諸県の行政官も行政権も、その考えを採用した。一七九二年には、ルブランが、彼の同僚である内務大臣宛の書簡で次のような懸念を表明していた。オリニー・サント・ブノワツトの大修道院(サン・カンタンのディストリクト)は、百五十万リーブル以上の値打ちがする物件だが、買受人らが結託することにより、わずか五万リーブルにまで買ひ叩かれてしまつた。だから、ルブランは、その大修道院を騎兵隊の兵舎に変えるべく、国家がその物件を保存するように要求したのである。<sup>10)</sup> パ・ド・カレ県のディストリクトの行政官は、教会の諸領地を競売にかけないよう提案した。教会領は、ただ同然で手放すような競売をやめれば、国家ないし産業のために大いに役立てるこ

とができるからである<sup>(14)</sup>。しかし、デイストリクト行政機関による監視、執行評議会 (Conseil executif) の声明も無力であった。絶え間なく、投機売買が、国民公会でも五百人会議でも元老会議でも告発され、罰せられた。その場合には、競売は中止となった。

共和暦四年霧月三〇日 (一七九五年十一月二日) から草月一日 (一七九六年五月二〇日 訳者注) まで譲渡は停止された<sup>(15)</sup>。しかし、それは、対策の効果が若干でも現われるためには、余りにも短い期間であった。再度 (の譲渡停止) の提案がなされた。共和暦五年花月三〇日、五百人会議において、ノアイユは、動議 (motion d'ordre) において、国有財産の売却に際して行われている法外な職権濫用を暴露し、また占領地ベルギーに襲いかかっている投機師の団を告発した後に、ベルギーにある国有地の譲渡の停止を要求した<sup>(16)</sup>。他の国民議会議員も、各自が暴いた職権濫用に終止符を打つために、繰り返し同様の提案をした<sup>(17)</sup>。

しかしながら、国家は以前にもまして財源を必要と

「フランス革命における民事立法」(40)

していた。どうして譲渡を停止することができようか。それゆえ、元老評議会 (Le Conseil des Anciens) は、売却の停止を目的とする決議を共和暦六年雪月二八日 (一七九八年一月一七日) に否決した<sup>(18)</sup>。最後に、共和暦六年実月 (一七九八年九月一五日) の法律だけが、五百人会議財政委員会の提案に基づき、農地の売却に関する三ヵ月間の猶予を定めた<sup>(19)</sup>。

しかし、財政的な必要から、一ヵ月後にはその法律を取り消さざるを得なかった。共和暦七年葡萄月二六日 (一七九八年一〇月一七日)、一億二千七百万リヴルで国有地の譲渡が命じられた<sup>(20)</sup>。多くの売却が清算されないままであり、国庫への代金支払いの負担も重く、通貨も不足していたが、土地の譲渡は続けられた。それは、国家が最高値になるよう努力すべき土地の値段を下落させる最良の方法となつてしまった。売却を停止すべきであるという提案がなされたとき、元老評議会は、これに反対した<sup>(21)</sup>。総裁政府は、イギリスおよびオーストリアと戦争状態にあつたため、常に資金を必要としており、国有

地をもつて財源を賄つたのである。常軌を逸した投機は、革命体制下の当然の帰結であつた。

従つて、最も多くの国有地を買い占めたのは、富裕者、実業家、商人、議員、官僚といった人々であつた。投機師が大區画の土地を購入したのは、土地を取得した後再分割し、農民に転売するためであつた。これは、多大な利益をもたらす取引をするためであつた。<sup>(19)</sup> 資産家は、都市周辺において土地を取得したが、これらの土地は、有利な市場に隣接していたお蔭で、他の土地に比べてはるかに多くの利益をもたらした。都市の影響が及ぶ範囲は、多かれ少なかれその住民の数と富とに従つて定まつた。パリは、近接する諸県での国有地の売却に非常に大きな作用を及ぼした。すなわち、セヌエ・エ・オワーズ県では、国有財産を買い取つたのは、とりわけ、パリ、ヴェルサイユと同県の小都市の資産家であつた。<sup>(20)</sup> さらにフランス全土において、都市はその郊外にある土地を農村から取り上げるのに成功した。わずかな人口の都市でさえ、その規模が小さなものであつても大都市と同じように振

る舞つた。たとえば、タラスコンの都市住民たちは、近隣の村々にある国有財産を独占した。<sup>(21)</sup> しかし、農民階層は、投機師による転売の際にもまた亡命貴族の財産を取得する際にも都市から離れた農村においては、互いに団結したおかげで地主として踏みとどまることができた。

資産家と農民との間の再分割は、地方によりまたその財産の原所有者によつて全く異なつていた。フランス全土については、まだ一般論を述べることはできない。コート・ドール県では、資産家が農民よりも多くの教会領を取得した。一方、ランのデイストリクトでは、多くの領地が農民の手に渡つた。亡命貴族の領地は、コート・ドール県ではとりわけ農民のものになり、ラン地方では対峙する二つの集団の間で、ほぼ同じくらいに分割された。<sup>(22)</sup> 但し、ノール県では、農民の団体は、他県より多数であり積極的であつた。他の地方については、コート・ドール県と同様であつた。一七九一年から一七九三年まで、教会の領地を取得したのは、多くの場合が資産家であつた。農民は亡命貴族の領地で埋め合わせをし

た。<sup>(23)</sup>

フランス革命は、フランスにおける土地所有者の数を確実に増やし、すでに占有していた者の所有権をも増大させた。革命は、どれほどの市民に土地所有権を取得させたのだろうか。たいへん大雑把にさえそれを述べることは不可能であろう。われわれは、一七八九年以前にどれくらい所有者がいたかをあまり正確には知らず、しかも、国有財産の売却が、フランスの全土において所有者の増大に及ぼした影響をまだ知ることができない。しかし、確実な統計がなくとも、われわれは、この間に生じた変化の規模を把握することができる。

フランス革命前には、土地は、その半分が特権階層に属し、もう半分が第三身分に属していた。第三身分においては、農民階層が、都市ブルジョワジーよりもはるかに多くの土地を占有し、おそらくは一般にブルジョワジーが三分の一度度をさらに占有していた。革命以後は、たいていの場合、ブルジョワジーが、農民と同じくらいか、それ以上に土地を取得し、農民階層と彼らの間

「フランス革命における民事立法」(40)

に存在していた隔たりを部分的であれ埋めたのであった。農民たちは、常に一層多くの土地を占有するが、彼らの手中にある地所は、細かく分割されており、相続関係の諸法律の帰結として絶え間なく細分化されるのである。ブルジョワジーは、少人数で広大な領地を取得したが、その大所領が、相続制度によつて必ずしも分割されるわけではなかった。というのも、彼らは、自己所有の土地以外に、時として途方もない動産的資産を保有しているからである。ランでは、農民たちが、一七九〇年から一七九二年までに教会領のうちの二万三二〇〇アルパンを買い受けた。数にして四七八七人の農民である。これに対し、ブルジョワジーは、一万八八〇〇アルパンの教会領を取得したが、取得者の数は、わずかに一七一人にすぎない。<sup>(24)</sup> 一方では、小地片ごとの分割が進み、他方では、少数の所有者の間で土地の集中が進んだ。

以上から、一九世紀フランス社会史の二つの重要な結果が導き出される。

小耕作農民、小作農、日雇農民と農村の職人は、一般

的には、小区画の土地しか取得することができなかった。小土地所有者は、数えきれないほどになった。しかし、労働力ならびに自らと多人数の家族の暮らしを立てるのに見合つた十分な土地を有する所有者は、農村では例外的にしか存在しなかつた。多くの農民は、彼らが土地の分割によつて手に入れた五倍、一〇倍の耕地を耕すことができたであろう。人手に見合う土地は依然として不足していた。

都市近郊の農村では、土地所有者となつたブルジョワジーは、かつての特権階層に代わつて、上層階級を形成した。すなわち、上層ブルジョワジーである。広大な土地、または少なくとももつとも富裕な農民の土地より広い土地を有していたために、これらのブルジョワジーは、日雇労働者または分益小作農や定額小作農を使ってこれらの土地を耕作させねばならなかつた。その結果、これらの人々は、ブルジョワジーによつてのみ生きることができ、ブルジョワジーに支配されねばならない下層階級を形成していた。土地所有と貨幣資本がもたらす社会的

政治的な影響力により、ブルジョワジーはフランスの揺るぎない主人となつた。

こうして革命前後を通じて、大土地所有は存続した。自らそれを耕作するはずのない都市住民が土地を取得することが圧倒的に多かつた。一方で、土地と自らの労働によつてしか生きるすべを持たない農村の住民は、十分な広さの分け前を得られなかつた。新たな土地貴族、すなわち小土地所有者のライバルが生み出されたのである。これは、革命の原理に反するものであつた。しかし、新たな支配階層の食欲さ、国家の必要性およびこれらを取り巻く状況は、革命の原理より強かつたのである。

本稿の翻訳にあつては、野田良之『フランス法概論』上巻（有斐閣、一九六〇年）、J. ゴデシヨ（瓜生洋一他訳）『フランス革命年代記』（日本評論社、一九八九年）<sup>1</sup> *Grand Dictionnaire universel du XIX e siècle, Paris. Petit Robert II SML-le Robert 1980. Grand Dictionnaire Encyclopédique Larousse.* を参照した。



また、訳文中(一)を付したものは、訳者が適宜補ったものである。さらに、改行についても必ずしも原文通りではなく、これも、訳者が適宜行ったものである。

#### 原注

- (1) ルチスキー、一一四頁。
- (2) 同前一一五―一二〇頁。エーヌ県では、団体の構成員がどこよりも多かった。その構成員数は、二〇、三〇、四〇、時として六〇、そして一〇〇に上った(一一六―一七頁)。
- (3) 一七九三年のデクレ第二二条「売却に付せられた不動産の買受および団体の構成員となる住人間でその分配または分割を目的とする市町村の住人全体または相当部分を構成員とする団体は、不正な契約をしたものとみなし、これを罰する。」(以上、原書一八三頁1・2・3)
- (4) ルチスキー、*Rev. histor.*、一八九五年九月、LIX, p.83
- (5) Archives nationales (以下 Arch.nat.、略す)  
Q<sup>2</sup> 192. *Requisitoire du procureur général syndic du département de la Dordogne-Dol*, 58 (n<sup>o</sup> 10, sup.)
- (6) Arch. nat., Q<sup>2</sup> 191. *Le commissaire du directeur exécutif près l'administration centrale du département des Côtes-du-Nord au ministre de l'Intérieur.* (以上、原書一八四頁1・2・3)
- (7) Arch. nat., Q<sup>2</sup> 190 (Aisne). *Rapport au roi par le commissaire près la caisse de l'extraordinaire.* シャトーティエリ、ポアンのデリストリクト行政管理官、ポアンは、ヴァルクレティアン修道院の財産である建物一軒と農地二面の売却をする際に、これを三区画ではなく一区画であるとした。競売の公告には多くの記載漏れがあった。ついに、一四〇アルパンの農地がわずかに一〇〇アルパンにされた。こういつたことは、すべて日常茶飯事であった。そこで、アムロは競売金額が明らかにもっと高額であるはずの売却を取り消すよう要求した。Q<sup>2</sup> 191 (原文通

り) *Mémoire démonstratif de la Société des amis de la Constitution*. 一七九一年二月一〇日、エヴォのディストリクトの執行部は、ヴァレンヌにおいて、明らかに個人では支払い不可能な(固有)財産を競売に付した。世間では、ディストリクトの代理官が名義貸しを利用したのだといわれている。莫大な価値のある物件の競売に関して、入札においても、公告においても、また競売に付された財産の競売調査にも、この件について一切公表されなかったということが明らかとなった。評議会の布告は、ヴァレンヌにおけるこの売却を取り消した。ADXVIII, t. 285 (pièce 55). 法律の施行を延期し、ヴァドガース大修道院の売却を不可能としたモーゼル県執行部の策謀に関するロゾーの報告。

(8) Arch. nat., Q<sup>2</sup>190 (Aisne). 一七九二年十一月六日、臨時の執行評議会は、メルリエ兄弟の競売への参加資格を復活し(競売に際して彼らが引起したとされるスキヤンダラスな行為によって彼らは排除されていた)、九月八日から十一月六日までの競売を無効とした。一七九三年三月二二日、臨時の執行評議会は、一七九二年十一月六日の宣言を公示した。競売に付された財産

は、「公正な価値で競落され、非常に多数の所有者の間で分割された」。転買人は、誠実にこれを取得し、自らの状況を改善した。「これほど多くの競売を無効としたら、どんな国有財産の買主もおそらく空虚な所有権者としかみさないであろう」。そうなると国家の信用が地に落ちたことであろう。(以上、原書一八五頁1・2)

(9) Arch. nat., Q<sup>2</sup>194. パ・ド・カレ県の行政官に宛てたアムロの書簡(一七九二年一〇月三日)。

(10) Arch. nat., Q<sup>2</sup>190. サン・カンタンの一市民によって伝達された文書送付による外務大臣ルブランの内務大臣宛ての書簡。

(11) Arch. nat., Q<sup>2</sup>194. 一七九二年十一月三日付けパ・ド・カレ県行政評議会の命令 (arrêtés) 登録簿の抜粋、一七九二年十一月二六日付け内務大臣宛ての県ディストリクト臨時雇い行政官の書簡。

(12) Duvergier, X, 10.

(13) *Moniteur*, in-folio, t. XVI, p. 977. (以上、原書一八六頁1・2・3・4・5)

(14) 共和暦六年芽月二二日、五百人会議におけるラ

マルクの提案。Montieur, fol., t. XVIII, 811. 職権濫用、多数の競落人の支払不能に関するタリヤンの報告。ibid., XVIII, 824.

(15) Duvergier, X, 212.

(16) クラッススの報告。彼は三ヵ月の期間を提案している。すなわち、「その間に、耕作者の手許にある通貨の価値は回復するであろうし、また、管理人は、従前の競売の清算および代金の徴収の促進を図る時間を持つことになるであろう。そうすれば、競売は、国庫に対してそれまでよりも大きな利益をもたらすものとして再開されるであろう」。共和暦六年実月二七日。Montieur, fol., t. XVIII, 1438-1439, 共和暦六年実月二九日のテクレ。Duvergier, X, 424. (参照。以下を考慮せよ。すなわち、共和暦四年風月二八日以前の競売のうち決済すべきものは六万八千件以上、それ以後の競売については一万一千件以上。クラッススと対比せよ。彼によれば、清算は、それをなすべき件数のおよそ三分の一に過ぎない。)

(17) Duvergier, X, 434.

(18) 共和暦七年熱月一八日（一七九九年八月五日）のテクレ。Duvergier, XI, 314. (以上、原書

「フランス革命における民事立法」(40)

一八七頁 1・2・3・4・5)

(19) 譲渡委員会の報告書 (Arch. nat., Q<sup>2</sup> 190-196) によって、投機家が国有財産を小区画の土地にして、転売していたことをきわめて明瞭に知ることができぬ。

(20) ミンゼスの研究は、この重要な結論に至っている。

(21) ルチスキー、一二五頁以下。一二三頁の地図。タラスコンのディストリクトでは、ブルジョワジが七七七と一六分の一サルメ（五七八ヘクタール）を、農民が六六一と四分の一サルメ（四九二ヘクタール）を取得した。タラスコンとその近郊では、ブルジョワジがほぼすべての土地を購入した。農民の四四サルメに対して八八四サルメである。

(22) ルチスキー、九四頁 (Laonnais)。Rev. histor., septembre 1895, pp. 83-84. (以上、原書一八八頁 1・2・3・4)

(23) 革命および第一帝政下では、亡命貴族の財産は、九八七、八一九、九六七フラン九六サンチエムの代価で売却された。(ド・マルティニヤックによる補償金に関する法律の理由説明、下院(現国民議会)での一八二五年一月三日の審議、

*Monteur, folio, tLXXI, 一四頁以下)*

- (24) 試みの推計に関しては、ルチスキーを参照。彼は、一七八九年に四八〇万人の所有者がいたとするジメルの試算を批判している (*Bull. Soc. Sci.*, 1890)。われわれのルチスキー自身に対する批評は *Rev. histor. mars 1898* を見よ。
- (25) これは、アーサー・ヤングによれば、最も真実味があるように思われる全国三部会への陳情書、ルチスキーの統計資料である。(以上、原書一八九頁1・2・3)
- (26) ルチスキー、八二頁以下。(原書一九〇頁1)

\*なお、本翻訳は、次回から大東文化大学法学研究所が発行する「所報」に掲載する。

(代表 〓 白石裕子、会員 〓 今村与一、江藤价泰、貴田晃、森田悦史 〓 五十音順)